

## 第3章

### ラテンアメリカにおける子育て政策分析の視点

宇佐見耕一

アジア経済研究所 地域研究センター

#### 要約：

近年社会政策の中でも子育て政策が様々な理由で注目をされるようになった。子育てをする生活者の視点から見た場合に、以下の三点に注目したい。第一は、男女の育児と就労を調和させるために雇用形態や雇用に関する法制及び育児休業制度等の労働法制である。第二に、子育てにともなう経済的負担に対する保障として、扶養控除などの税制や児童手当や子ども手当等の諸手当である。第三に、誰がどこでどのように子育てをするのかという保育サービスと関係した問題群である。本章では、将来的なラテンアメリカを中心とした子育て政策研究の準備作業として、同諸国における育児政策の課題と分析の視角を先行研究の解題をとおして整理することを目的とする。そのために第1節では、先進国で議論されている分析の視点を整理し、第2節において先進諸国に関する子育て政策に関する先行研究をまとめ、どのような課題があるかを明らかにし、第3節においてラテンアメリカ諸国の子育て政策の状況と課題を先行研究を参照してまとめることとする。

**キーワード：**少子化、ワーク・ライフ・バランス、育児休業、保育

#### はじめに

近年社会政策の中でも子育て政策が様々な理由で注目されるようになった。子育て政策が注目されるようになった理由として、まず少子高齢化対策が挙げられる。次に、それと関連しつつもジェンダー研究の影響を受けた男女の子育てへのかかわり方や、そのための諸制度を問題としたライフワークバランスに関する視点からの提言がある。子育てに関する政策領域は、福祉、教育、医療や労働など多岐にわたっているが、子育てを行う生活者の視点から見た場合に、以下の三点に注目したい。第一は、男女の育児と就

労を調和させるために雇用形態や雇用に関する法制及び育児休業制度等の労働法制である。第二に、子育てにともなう経済的負担に対する保障として扶養控除などの税制や児童手当や子ども手当等の諸手当である。第三に、誰がどこでどのように子育てをするのかという保育サービスの関係した問題群である。

新興諸国における子育て政策は、子どもの貧困対策、母親の産休や育児休業に関する労働法制の整備が先行し、保育サービスの拡充はこれからの課題であるといえる。本章では、将来的なラテンアメリカを中心とした子育て政策研究の準備作業として、同諸国における育児政策の課題と分析の視角を先行研究の解題をとおして整理することを目的とする。そのために第1節では、先進国で議論されている分析の視点を整理し、第2節において先進諸国に関する子育て政策に関する先行研究をまとめてどのような課題があるかを明らかにし、第3節においてラテンアメリカ諸国の子育て政策の状況と課題を先行研究を参照してまとめることとする。

## 1 先進諸国における子育て政策研究の視点

先進諸国での子育て研究の多くは、少子化という問題意識から子育て政策の分析に取り組んでいる。高端等によると日本において1989年の「1.57ショック」以来子育て政策は常に少子化との関連で論点化されてきたという(高端・伊集・佐藤 [2012: 1])。OECDによる『国際比較:仕事と家族生活の両立 日本・オーストラリア・アイルランドの事例』では、分析対象国における低出生率という問題意識を保持しているものの、ジェンダー公正という視点を取り入れて、本論冒頭で提示した三つの問題を分析している(OECD [2003])。そこでは公正なジェンダー関係を持つ社会は、労働市場に大きな利益をもたらす鍵となっていると認識し、ファミリーフレンドリーな職場と政策を提言している(OECD [2003: 77-113])。

EUレベルでは、男女平等を一つの目標として、子育てに関連して労働法制や休暇制度の指令が出されている。「雇用・職業における男女均等待遇原則指令 76/207/EEC」や「産前産後の労働者の安全と健康に関する指令 92/85/EEC」では、妊娠中や出産前後の女性の保護は「均等待遇の例外」と定められた。さらに、1996年の「両親休暇に関する指令 96/34/EC」では、平等な家庭役割の負担が男女平等の一部をなすという考えの下に子どもが3歳になるまで最低3ヶ月の両親休暇が認められ、2010年の「旧指令 96/34/ECを廃止する改正・両親休暇に関する理事会指令 2010/18EC」では休暇を親一人につき4ヶ月に引き上げ、そのうち少なくとも1ヶ月は一方の親に代わって他の親が取得することができないと、男性の休暇取得が奨励された。またこの指令は常勤や非常勤に係わらず全ての形態の労働者が対象とされるようになった(井上・船橋[2013: 27-28])。

他方、福祉国家の変容や工業化社会から脱工業化社会へ移行する中で子育て政策のあり方とその変容を考察している研究も多い。テーラー・グッビー(Taylor-Gooby)は、脱

工業化社会への移行にともない、従前の福祉国家が想定していたリスクとは異なる新たなリスクが対応する必要性に迫られていると主張している。そこでは社会的脆弱な階層は、次の三つの変容に対応する必要があるとする。第一に、家族とジェンダーの役割変化に対応して、有償労働と家庭責任、特に子どものケアとのバランスをとりこみ、かつ脆弱な高齢親族のケア等の問題に対処することである。第二に、労働市場の変化に対応して、十分な所得の安定的な職を得るために必要な技能の欠如への対処、および技術進歩に対応するための生涯にわたる技能獲得への対処である。第三に、福祉国家の変化に対応して、民間による福祉供給に対する対処が必要であるとされる。ここで子育て政策と特に関係があるのは、第一の変化である。従来の福祉国家では男性が就労して所得を得て、女性が家庭責任を負うという性別役割分担の上に成立していた。しかし、近年では女性は労働者かあるいは母親として権利が認証されるようになったとしている。ただしフランスでは両者が認証され、スウェーデンでは 20 世紀末に母親としての権利に労働者としての権利が加わっているが、その他の諸国では男性稼得者モデルは未だ存続している(Taylor-Gooby [2004: 5-15])。

ナウマンは、この数十年間にヨーロッパの福祉国家において子育て政策がマージナルな存在から中心的なものになり、社会的投資という概念に裏付けられているとする。社会投資概念は母親を賃金労働に戻すことを目的としたものと、子どもの発達に焦点を当てたものがある(Naumann [2012: 158-159])。彼女によると、工業化社会で子育て政策は、マージナルな存在であり、公的育児政策は貧困家庭向け政策や教育目的のものが中心であった。工業化期の福祉国家は、男性稼得者モデルを基本とし構成されており、育児は母親の自然な義務であるとみなされていた。しかしこうした従来からの課題に加えて、脱工業化期の福祉国家における新たな子育て政策は、両親を有償労働市場への参加を可能とならしめる手段であり、かつ教育的にもより長期的な教育的多様制と将来の労働市場での成功を目的とするものになっている。さらに男性稼得者モデルは影を薄め、ジェンダーの視点からみたワーク・ライフ・バランスよりも、より多くの成人を労働市場に参入できるようにするモデルが影響を強め、知識を基盤とした国家経済の成長と競争力向上を促すようになったとしている(Naumann [2012: 161])。彼女によると新たな子育て政策は、新たな知識産業基盤社会において男女の平等よりも競争力強化がその目的であると判断している。労働運動は、女性の有償労働と家庭責任を果たす政策に曖昧であったが、女性労働者の拡大により社会民主党は雇用促進と子育て政策を促進した。他方、経営者団体も労働力の不足時や特殊技能などの観点から雇用指向型の子育て政策を支持したとする(Naumann [2012: 162-3])。この考え方からすると、先に述べた EU の男女平等を一つの目的とした子育て政策への提言の根底には、新たな経済構造に対応した競争力向上のために男女の労働市場参入が促されていることになる。

## 2 欧米における子育て政策

先に述べたように、先進国では人口減少、男女平等、経済・社会構造の変容に対応して子育て政策も変化しつつあることが指摘されている。先進国の子育て政策を分類する場合、エスピン・アンデスセンの三つの福祉レジーム(エスピン・アンデルセン[2001])を修正した、新川の四つレジーム論を参考に、それぞれの事例に関して先行研究を基に概観したい。新川は福祉レジームを脱商品化が高く脱家族化が高い社会民主主義レジーム、脱商品化が高いが脱家族化が低い保守主義レジーム、脱商品化が低いが脱家族化が高い自由主義レジーム、および脱商品化と脱家族化がともに低い家族主義レジームの四つのレジームに類型化した(新川 [2011: 16-20])。そこで、本章では社会民主主義レジームの事例としてスウェーデン、保守主義レジームの事例としてドイツとフランス、自由主義レジームの事例としてアメリカ、家族主義レジームの事例としてイタリアとスペインの子育て政策に関する先行研究を概観する。

### (1)社会民主主義レジームの子育て政策

社会民主主義レジームのスウェーデンにおける子育て政策の骨格をみてみよう。まず高橋によると家族政策の理念に関して、1930年代にミュルダール夫妻の出生率低下の危機に関する提唱がなされ、女性も就労しつつ子どもを生き育てる環境の必要性が説かれたとする。1960年代になると教育の負担軽減、子どもへの福祉拡充、男女平等の理念が提起された。さらに1970年代になると男女ともに仕事・家庭・社会といったあらゆる面において平等の権利と義務を迫るという理念の下に政策が整備されていった。こうした理念を達成するために具体的には、フレックスタイム制や時短勤務などの柔軟な勤務形態、子どもが1歳半に達するまで両親が休業でき、それに対する社会保険をとした休業補償等の経済的保障の拡充、1歳から12歳の子どもに対して、全ての地方自治体が就学前保育と学童保育を無償で提供することが学校教育法で定められている(高橋 [2007])。このようにスウェーデンの子育て政策は、男女平等を基本理念に、子育てに男女が係われるように育児休業を含む労働法制、経済的保障、また子どものケアに関する制度の整備がなされている。

### (2)保守主義レジームの子育て政策

保守主義レジームに分類されているフランスでは、出生率が向上し子育て政策拡充している国として注目されている。しかし、井上や船橋の研究によるとワーク・ライフ・バランスには依然として性差が存在しているという。2001年のパートタイム就業率は、女性が29.9%であるのに対して男性は6.5%であった。また、有償労働と家事や育児などの無償労働を加えた女性の拘束時間は、フランスはヨーロッパにおいて短い諸国に分類されているが、女性59時間に対して無償労働参加率が低い結果として男性のそれは

50 時間と 9 時間の差がある。フランスでは子育て年代の女性就業率が高いが、それはパートタイムによるところが多いためである。とはいえ、問題はあるものの、フランスではパートタイム労働者はフルタイム労働者と同等の権利が認められており、その差は勤務時間だけであることが法律で定められている。フランスでは子どもの出生時に男性も土日を含む 11 日間の父親休暇が取得でき、その取得率が高い。また、育児親休業は最長 3 年までで、無給であるが社会保障法により手当が支給される。フランスの育児親休業の特徴は、完全休業の他にパートタイムへの移行が認められていることである。また手当も完全休業よりパートタイム勤務のほうが有利であり、子育て世代の女性の就業率が高い。他方、保育制度に関しては 3 歳からは「幼児学校」に入学させることができ、子どもが 3 歳になると保育問題は解決するとされる。3 歳以下の子供に対しては家庭的保育者(保育ママ)制度や保育所があるが、50%は親や親族がケアをしている(井上・船橋 [2013])。このようにフランスでは、女性の負担が依然高いもののフレックスな就労や休暇制度の存在するなかで、出生率の向上が見られ、同時に出産後の女性の労働力化率が高い状況にある。

同じく保守主義レジームに属するドイツをみると、男女ともに労働時間が短く、女性の就業率は台形であり、子育て世代の女性の就業率は落ちていない。とはいえ、2000 年において保育制度はかつて社会主義圏であった東ドイツ地区で保育所に通う 3 歳児以下の割合が 50%であったのに対して、西ドイツ地区は 5%に過ぎず「3 歳児神話」があるとされる。そのため子どもを持つことに対する負担感が女性で高くなっている(岩間 [2009])。2006 年以降持続可能な家族政策として、再分配政策（有子家庭への経済的支援）の拡充、インフラ政策（保育施設の整備）、時間政策（両親が子どもと過ごせる時間の確保）が推進されている(魚住[2009])ものの、保育施設等は整備が拡充している途上である。保守主義レジームの子育て政策を見ると、子育て世代の女性の就業率は高く、その背景には柔軟な就労形態や短い労働時間等があることが想定される。他方、保育制度は不十分あり、女性の負担は高く、負担感の調査によってもドイツでは女性の負担感が高く出ている。

### (3)自由主義レジームの子育て政策

自由主義レジームのアメリカでは、白波瀬によると 2000 年以降合計特殊出生率が 2.0 から 2.1 と先進国の中では高い数値を示しているという。出生率は、人種により差異がありヒスパニック系が高く、アジア系、黒人、白人という順である。しかし、人種と出生率を直接結びつけるのには無理があり、経済社会的要因が大きく関係している。すなわち、世帯収入と出生率が逆相関関係にあり、また学歴が低いほど出生率は高くなっている。低学歴女性の高い出生率と未婚率が注目される。他方、子育て政策は経済的支援についてみるとごく限られた育児休業制度があり、経済的支援は貧困層を対象とした

公的扶助的性格が強いという。連邦政府レベルでの制度として貧困家庭への一時的扶助制度があり、給付は州により現金、賃金保障、児童保育補助等異なるが、就労と結びついたワークフェア型の制度となっている(白波瀬 [2007: 99])。1999年において就労している母親の未就学児のケアは53.8%が親もしくは親族であり、保育ママ、ベビーシッター、隣人など親族以外のインフォーマルなケアが20.8%、組織化された保育施設は25.4%である。親族以外のインフォーマルなケアの90.1%と組織化されたケアの78.9%に金銭の支払いが介在する。一方組織化されたケアでは、営利目的の施設が非営利目的の施設より拡大している。1999年の公的保育補助金は、保育に支出される額の三分之一で、70%以上のヨーロッパ諸国と比べると非常に低位である(ブラウン [2003: 28-32])。すなわちアメリカにおいては低所得で低学歴層の出生率が高く、これに対して子育て政策は、公的な不十分であり、自由主義的レジームの特徴が明確である。出産や育児休業制度は限定的で利用者も少なく、公的保育施設も未整備である。

#### (4) 家族主義レジームの子育て政策

新川により家族主義レジームに分類されているスペインの事例では、出生率や婚外出生率はEUのなかでも最下位グループに位置する。他方20代後半の子どもと親の同居率は高く、65歳以上の高齢者の独居率は低く「制度としての家族」が維持されているという。家族政策についての支出額がEU15カ国では最下位である。90年代までは女性にとって家庭と仕事の両立は問題とされず、パートタイムの伝統もなく、女性就業率は低かった。そうした子育て政策転換のきっかけとなったのがEU指令であり、2004年のスペイン社会労働者党政権成立によりそれが加速化された。同党政権下により、0から3歳児への幼児教育期間の増加、父親および母親の労働時間の柔軟化、育児休業制度の養子縁組への拡大、「赤ちゃん手当」の創設等がなされ、家族への直接的経済給付額ではEU首位となった(中島 [2012: 151-164])。このようにスペインでは、1990年代までの子育て政策は、家族主義的特長を色濃く有していたが、EU指令を契機として2000年代より経済的支援は急速に拡充している。

イタリアも家族主義レジームの諸国に分類され、しばしばその典型例とされることも多い。そのため保育サービスを受けている0から2歳の子どもの比率は、20%を切る日本やドイツと比べても低い10%に過ぎない。他方、育児に係わる「両親のための休業」は、子どもが8歳になるまで父母それぞれ6ヶ月、二人で最長10ヶ月まで取得できるようになった。ただし、休業中の補償は3歳児未満まで報酬額の30%と低い。育児休暇を取得するのは女性が中心で、男性の取得率も上昇傾向にあるものの、報酬保障制度により強く制約されているという(小谷他 [2009: 204-225])。また規制緩和は進んでいるものの、女性の雇用率も低水準で、女性の雇用促進は不十分だと評価されている(伊藤 [2011])。このようにイタリアでの子育て政策は、保育と休業制度において未だEU他国

と比べて低位にあり、女性の労働参加率も低位にあることから家族主義的な要素が強く残存しているとみられる。ここまで

### 3 ラテンアメリカにおける子育て政策

#### (1)分析の枠組み

エスキバル(Esquival et al. [2012])等はジェンダーの視点を交え、ヨーロッパの事例を参照しながら、ラテンアメリカにおける子育て政策に関する分析の視点を模索している。まず、ケアが女性の自然な仕事であるという考えを基にした男女の性別役割分担は、女性の従属や家庭内暴力というそれ自体に問題を孕んだものである点を指摘する。他方、アルゼンチンの事例から女性労働力化率の上昇や単身世帯の増加により、世帯と家族を分けて考察する必要があると、世帯外の家族が子どもをケアする場合があることを示し、そのような中で家事と仕事の調和は未だに女性の課題とされている。ただし富裕層は、女性の使用人を雇用することにより仕事と家事の両立が達成されていると述べている。

そこで分析のキー概念としてケアの組織(organización del cuidado)という概念を提唱している。それはケアサービスを提供し規制する様々な制度や家族のケアを行う体制が交差するところと定義づけられている(Esquival et al. [2012: 27])。こうした枠組みや視点から見て、ヨーロッパでは特に労働と家庭責任の調和政策が取られてきた。それに対してラテンアメリカにおける社会政策におけるそのような調和政策は、中立的主体を対象としたものではなく女性を対象としていると判断している。また、エスピ・アンデルセンの脱商品化という概念についても、国家による福祉供給を重視し家族によるそれを軽視しているとフェミニズムの立場から批判している。そこでラテンアメリカのような格差社会においてラサヴィの定義した一つのケアのダイヤモンド<sup>1</sup>を考察すべきか、社会階層により異なるケアの供給により再生産される階層化して分裂したケアのダイヤモンドを考察すべきかとの問いを発している。そしてケアの組織を中心に福祉レジームを考える場合、誰が育児をするのか、誰が支払うのか、どこで育児をするのかという点に留意する必要があるとしている(Esquival et al. [2012: 37])。エスキバル等の分析枠組みの構築の努力は、欧米で発展した概念を格差が大きく分裂したラテンアメリカ社会に適用させることを目指したものである。ただし、彼女らの注目した分析の諸点は、先進国間の子育て政策の比較研究にも適用可能と思われる。

#### (2)アルゼンチンにおける子育て政策

レペト(Repetto)とテデスチ(Tedeschi)の研究によるとアルゼンチンにおける社会政策の傾向は、1990年代が新自由主義によるサービスの民営化、分権化であり、貧困問題に対する関心が低かった。これに対して2003年に成立したキルチネル政権以降の政権では中央政府の役割が再評価され、社会政策の普遍化や社会的包摂が政策化される傾向

にあるという。21世紀になってからの子育て政策の特徴として、2005年に制定された法律26061号において、子どもは保護の対象ではなく、権利の主体であるとされた。また、2007年に連邦子ども・青年・家族審議会(Consejo Federal de Niñez, Adolescencia y Familia : COFENAF)の提起した指針によると、扶養者のいない子どもの脱施設化も目指されている(Repetto y Tedeschi [2013: 20-27])。そこでは経済的支援として2009年にインフォーマルセクターを対象とした普遍的子ども手当が上げられている。また、子どものケアは教育制度と関係しており、国家教育法26206号によると生後45日から5歳児までを対象とした制度があり、そのうち最終年度は義務化され普遍化している。権利を基とした子育て政策は、家族と仕事の調和と男女の育児に対する公正で平等な分担を求めるものであるとするが、実態は資力のある家庭が子どもを保育園や幼稚園に預けることができ、ベビーシッターを雇用できるのに対して、低所得層はそれができずに女性の労働市場への参加や能力向上が妨げられている。低所得層の子どものケアは、市民団体やコミュニティケアに依存している状況にある。他方、フォーマル被雇用者に対しては労働法で、出産休暇、男性休暇、雇用の保障、授乳時間および無給の育児休業が認められている。しかし、実態は男性の休暇取得者は少なく、また雇用者も妊娠適齢期女性の雇用を避ける傾向があると(Repetto y Tedeschi [2013: 34-39])指摘されている。このように経済的手当では、普遍的子ども手当導入により制度の普遍化が進展してきているが、フォーマルセクターが受益者である労働法の出産や育児に係わる休暇の制度も、運用面で女性は不利益を受けていることになる。

こうしたジェンダーからの視点をより鮮明にした研究にパウタッシ(Pautassi)とジベッチ(Zibecchi)の子どものケアに関するものがある。彼女らによると、アルゼンチンを含めたラテンアメリカにおいて社会的経済的條件の悪化と雇用の柔軟化が進む中で、正規保育機関を利用できる女性は少なく、子どものケアは女性自身、あるいは親か私的雇用によりまかなわれている。また、貧困層向けには社会組織やコミュニティ組織が登場している。こうした認識から出発して、先行研究、特にフェミニズム経済研究をふまえて、以下のような子どものケアに関するリサーチクエスチョンを提起している(Pautassi y Zibecchi [2010: 12-14])。

\* どのようにケアの責任の分担するのか：家族・国家・市場・第三セクター

\* 社会・コミュニティ組織はどのような場で活動しているのか

\* 第三セクターとは何か

\* どのようにNGOがケアの担い手として登場したのか

\* 社会・コミュニティ組織と国家との関係は

\* 社会・コミュニティ組織のケア維持の戦略は

\* 社会・コミュニティ組織はどのような包摂と排除を生むか

\* 地域レベルで子どもの貧困を前にどのような働きをするのか



彼女らはこうした問題意識を基にアルゼンチンのケーススタディを行っている。それによると、子育てに関して0歳から2歳児までは公的施設が不足し、就労と子育ての両立が困難であること、3歳児から5歳児にかけては最終年が義務化されてカバー率が高くなっているが4歳児3歳児となるに従い幼稚園への就学は低下してゆく。そこには低所得層における貧困の連鎖、経済格差や地域格差を見出すことができるとする。また貧困層の子どもの保育に関しては社会・コミュニティ組織が決定的に重要であるとする(Pautassi y Zibecchi [2010: 19-41])。彼女らの分析は、ジェンダー的要因をそこに取り込み、さらに階層格差を考慮した上で、子育て、特に保育に関して公的部門、民間部門および市民社会・コミュニティ部門がどのような役割を果たしているのかに注目したものである。そこでは、子育てにも経済格差が反映され、中・高所得者は私的使用人や私立幼稚園を使用できるのに対して、低所得層や貧困層は女性自身か親が子育てに当たらなければならない、貧困の連鎖が形成される点の指摘はラテンアメリカにおける保育制度の特色をよく描き出しているといえる。また、低所得層と貧困層の保育に関して社会・コミュニティ組織の重要性が指摘されているが、それは同時にそれらの実態に解明と、社会・コミュニティ組織が国家の政策の中でどのように位置づけられているのかに関してさらなる研究が必要であることを物語っている。

ブエノスアイレス市の保育政策を分析したレペトラによると、同市の保育に関する所管をみると公的機関は教育省と社会開発省が管轄し、重複と分断が見られるとする。教育省管轄の分野では教育に重点が置かれ普遍的な制度となっている。他方社会開発省は、心理的・社会的問題に重点を置き、ターゲティングがなされている。低所得層や貧困層を対象としたコミュニティでの保育は非公式で不適切なものが多く、市政府の監督と支援が必要と判断している。ブエノスアイレス市のコミュニティ保育監督機関としては、乳幼児センター(Centros de Primera Infancia (CPI), dependientes de la Dirección General Fortalecimiento de la Sociedad Civil)があり、民間の幼稚園等の監督は教育省の私立教育総局(Dirección General de educación de gestión privada)の管轄である(Repetto, Díaz Langou y Aulicino [2012])。ここでは、社会的に子育てをする機関の問題点が指摘されているが、民間幼稚園に関する情報分析は不足している。それは、民間幼稚園は中・高所得層が利用し、社会政策上の問題とはみなされないという前提に立っているためと考えられる。民間幼稚園の利用者と想定される、中産階級の子育ての問題は、中・低所得層の問題の大きさにより問題の所在が見えにくくなっていることがこの研究から伺える。

## おわりに

先進国では、子育て政策への関心は少子化問題を契機として政策上の課題として浮上した場合が多い。他方、ジェンダー研究や男女平等の観点から子育て政策が注目されるようになった。先進国の子育て政策を福祉レジームごとに概観すると、社会民主主義レ

ジームの事例としてスウェーデン、保守主義レジームの事例としてドイツとフランス、自由主義レジームの事例としてアメリカ、家族主義レジームの事例としてイタリアとスペインの子育て政策にそれぞれ特徴があった。特に社会民主主義レジームのスウェーデンの子育て政策では、男女平等が目指され、積極的に労働法や保育政策が展開されているのに対して、自由主義レジームのアメリカでは、公的な支援は限定されており、子育ては個人の裁量に委ねられている一方で、低所得層の出生率が高く少子化が問題となっていない点が注目された。

他方、ラテンアメリカの子育て政策は、社会的階層格差が大きな社会を考慮して研究する必要性が指摘されている。私立保育園や私的使用人を雇用できる中・高所得層は、女性がフォーマル部門で就労し、労働法制においても恩恵を受けることができる。これに対して低所得層の子どものケアは、家族が中心となり、女性の労働市場参加を妨げ、またたとえ就労できたとしてもインフォーマル部門での就労が多く、労働法の恩恵を受けられないという問題点が指摘されている。今後は、文献の分析を進めるとともに、具体的なフィールド調査を行い、ラテンアメリカにおける子育て政策の問題点を考察したい。

---

i ケアのダイヤモンドとはサラヴィにより考案されたケアの供給構図を示した枠組みで、それは家族、国家、市場とコミュニティにより構成される(Razavi [2007])

## <参考文献>

### <日本語文献>

- 井上たか子・船橋恵子 [2013] 「ワーク・ライフ・バランス」石井久仁子、井上たか子、神尾真知子、中嶋公子編著『フランスのワーク・ライフ・バランス 男女平等政策入門：EU,フランスから日本へ』パド・ウィメンズ・オフィス 12-34 ページ。
- 伊藤武 [2011] 「イタリアの福祉レジームの変容—「雇用も福祉もない」福祉国家における適応戦略—」新川敏光編『福祉レジームの収斂と分岐 脱商品化と立つ家族化の多様性』ミネルヴァ書房 238-259 ページ。
- 岩間暁子 [2009] 「ジェンダーと子育ての負担感に関する日本・ドイツ・イタリアの比較分析」『人口問題研究』第 60 巻 第 1 号 21-35 ページ。
- 魚住明代 [2009] 「ドイツの新しい家族政策」『海外社会保障研究』第 160 号 22-32 ページ。
- エスピン・アンデルセン、イエスタ[2001](岡沢憲英・宮本太郎監訳)『福祉資本主義三つの世界』ミネルヴァ書房(Esping-Andersen, Gøsta [1990], *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press.)

- OECD 高木郁郎監訳 [2003]『国際比較：仕事と家族生活の両立 日本・オーストラリア・アイルランドの事例』明石書店。
- 小谷眞男・小島晴洋・鈴木桂樹・田中夏子・中益陽子・宮崎理恵 [2009]『現代イタリアの社会保障 ユニバーサルリズムを超えて』旬報社。
- 白波瀬佐和子 [2007]「アメリカにおける子育て支援—高い出生率と限定的な家族政策—」『海外社会保障研究』第160号 99-110 ページ。
- 高橋恵美子 [2007]「スウェーデンの子育て支援—ワーク・ライフ・バランスと子ども権利の実現」『海外社会保障研究』第160号 73-86 ページ。
- 高端正幸、伊集守直、佐藤滋 [2012]「育児サービスを中心とする子育て支援政策の国際比較—スウェーデン、イギリスの実態と日本への改革議論への示唆—」財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会。
- 中島晶子 [2012]『南欧福祉国家スペインの形成と変容：家族主義という福祉レジーム』ミネルヴァ書房。
- 新川敏光 [2011]「福祉国家変容の比較枠組」新川敏光編『福祉レジームの収斂と分岐 脱商品化と立つ家族化の多様性』ミネルヴァ書房 1-49 ページ。
- ブラウン、デイビッド M. [2003]「米国の保育政策に関する経済学的考察」『季刊・社会保障研究』第39巻 第1号 28-42 ページ。

### <外国語文献>

- Esquivel, Valeria, Eleonor Faur y Elizabeth Jelin [2012] “Hacia la conceptualización del cuidado: familia, Mercado y estado” en Esquivel, Valeria, Eleonor Faur y Elizabeth Jelin eds. *Las lógicas del cuidado infantil, entre las familias, el estado y el mercado*, Buenos Aires: IDES, pp.11-43.
- Naumann, Ingela [2012] “Childcare Politics in the ‘New’ Welfare State Class, Religion, and Gender in the Shaping of Political Agenda” in Giuliano Bonoli and David Natali eds. *The Politics of the New Welfare State*, Oxford: Oxford University Press, pp.158-181.
- Pautassi, Laura y Carla Zibecchi [2010] *La provisión de cuidado y la superación de la pobreza infantil. Programas de transferencias condicionadas en Argentina y el papel de los organizaciones sociales y comunitarias*, Santiago de Chile: CEPAL.
- Razavi, Shahra [2007] *The political and Social Economy of Care in a Development Context, Gender and Development Programme*, Paper No.3 New York: UNSRID.
- Repetto, Fabián, Gala Díaz Langou y Carolina Aulicino [2012] *Cuidado infantil en la Ciudad Autónoma de Buenos Aires: ¿la disyuntiva entre pañales y pedagogía*, Buenos Aires: CIPPEC.
- Repetto, Fabián y Virgini Tedeschi [2013] *Protección social para la infancia y la adolescencia*

*en la Argentina: retos críticos para un sistema integral*, Santiago de Chile: CEPAL.

Taylor-Gooby, Peter [2004] “New Risk and Social Change” in Peter Taylor-Gooby ed. *New Risks, New Welfare Transformation of the European Welfare State*, Oxford: Oxford university Press, pp.1-28.